

平成 28 年 9 月 8 日

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案等」についての意見

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

- ① 政令案では、製造業において原単位改善に向けた取組の状況が優良基準に適合しない場合は減免率が 4 割とされている。これは事業者の賦課金負担が 8 割減免時から 3 倍にも拡大する極めて厳しい措置と考える。
- ② 従って、「電気事業者による（略）経済産業大臣が別に告示する要件」では、「災害や経済環境の変化その他のやむを得ない事情で（略）経済産業大臣が認めた者」は減免率 8 割基準を満たすこととされているが、当該要件に基づく制度運用においては、以下に述べる点を是非勘案頂きたい。
- ③ 先ず、鉄鋼業では、グローバル化による近隣諸国との競争激化が進んでおり、日本のみならず世界経済の景況により、鉄鋼市況は大きく変動する。仮に鉄鋼市況が下落した場合、FIT 法で定める電力原単位においては、分母の売上高が減少するため、電力原単位は容易に悪化する。
- ④ 次に、我が国の電炉業は世界最高水準のエネルギー効率を達成しているが、低炭素社会実行計画の下、更なる効率改善に向けて省エネ努力を推進している。ただし省エネ余地が少ない中では、如何に対策を行っても効果が限定的であること、更には他の悪化要因による相殺もあり、原単位改善という結果が表れにくい。
- ⑤ こうした中、原単位改善に向けた取組の状況を適正に評価するには、景気変動など外生的に生じる原単位悪化要因を取り除くとともに、原単位だけでは測れない、例えば過去の省エネ投資実績や、将来の省エネ投資計画等の行動に着目するなど、努力の実態を丁寧に見ていくことが必要である。
- ⑥ なお、特に設備更新を伴うような省エネ投資は、着手してから効果が発現するまでに数年の期間を要することがある。従って、仮に足元の原単位の状況が、優良基準に適合しない場合であっても、原単位改善に向けた将来計画を立てて、その達成に向けて取り組む意思がある事業者に対しては、少なくとも 3 年程度の猶予期間を設け、その間は減免率 8 割を維持することが必要である。
- ⑦ 電炉業は、近隣諸国との厳しい競争に晒される中、持続的な省エネ努力を行うことにより、これまで国際競争力を維持強化してきた。
- ⑧ 今般の FIT 法改正法において明記された「国際競争力の強化を図る観点」という制度趣旨を踏まえ、電炉業のように真に減免制度を必要とする事業者にはそれに見合った措置が講じられるよう、適切な制度運用を期待する。

以上